

教 生 学 第 8 5 9 号  
令和 5 年（2023年）10月17日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについては、別添写しの通知等に基づき児童生徒の心のケアに努めていただいているところですが、児童生徒の自殺予防に向けては、児童生徒のS O Sを早期に把握し、適切な支援につなげることが重要です。

つきましては、校長のリーダーシップのもと、次の取組等を通じて、全教職員が改めて共通理解を深め、児童生徒の自殺予防に係る取組を一層進めていただきますよう、お願いいたします。

記

1 「健康観察・教育相談アンケート」の実施について

令和 5 年（2023年）7月14日付け教生学第428号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、1人1台端末等の活用により、児童生徒のS O Sを早期に把握すること。

2 「自殺予防教育ポータルサイト」の活用について

令和 5 年（2023年）9月20日付け教生学第737号「『自殺予防教育ポータルサイト』の開設について（通知）」に基づき、本ポータルサイトを積極的に活用し、児童生徒の命と心を守る取組を進めること。

（生徒指導係）



教 生 学 第 5 6 8 号  
令和 5 年 (2023年) 8 月 21 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長 伊 藤 伸 一

### 児童生徒の自殺予防に係る取組について (通知)

このことについては、令和 5 年 (2023年) 7 月 14 日付け教生学第 428 号通知及び令和 5 年 (2023年) 8 月 18 日付け教生学第 560 号通知に基づき、児童生徒の心のケアに努めていただいているところですが、18 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があり、学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携しつつ、自殺予防に向け取り組むことが重要です。

つきましては、次のことについて、校長のリーダーシップのもと、全教職員が改めて共通理解を深め、児童生徒の命と心を守る取組を進めていただきますよう、お願いいたします。

記

#### 1 教育相談等の実施について

- 全ての児童生徒に対し、1 人 1 台端末等も活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の把握を行うこと。
- 児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーによる支援や、スクールソーシャルワーカーを活用した医療等の関係機関との連携など、心の健康問題への対応を徹底すること。また、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣が必要な場合は、市町村教育委員会を通して当該教育局に相談いただきたいこと。

#### 2 悩みや困難を抱える児童生徒等について、

- 悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等に対しては、児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、必要な支援を行うこと。
- 児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、教職員が抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

#### 3 児童生徒の S O S を受け止める取組について

- 児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できるよう「S O S の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施し、児童生徒が安心して S O S を出すことのできる学校環境の整備に努めること。
- 道教委「子ども相談支援センター」や、「ライン相談」、1 人 1 台端末を活用した「おなやみポスト」の利用を改めて周知するほか、児童生徒の目に付きやすい場所に、相談窓口の一覧(別添)を掲示すること。

#### 【参考】

- 自殺予防等への対応については、「生徒指導提要 第 8 章 自殺」を参照のこと。

(生徒指導・学校安全課生徒指導係)

# 主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用（令和5年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル）  （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 （0120-0-78310）  sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 （12/29～1/3除く）	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

## 主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (祝祭日、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。  開設時間 平日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/ebetsu.carers (Facebook)		
		@youngcarer2022 (Twitter)		

# 主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和5年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル）  （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 （0120-0-78310）	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp		
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和5年5月1日 令和6年3月25日 までの月曜のみ 17:00～22:00	様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/14毎日17:00～22:00 8/7～9/18毎日17:00～22:00 1/8～1/31毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 （12/29～1/3除く）	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

## 主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (祝祭日、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。  開設時間 平日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/ebetsu.carers (Facebook) @youngcarer2022 (Twitter)		